

ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバル基準

ビシャンティ・シューポール(IASSWの委員長)と

デイヴィッド・ジョーンズ(IFSWの共同委員長)

(岩崎 浩三訳)

	ページ
イントロダクション	1
ソーシャルワークの国際的定義	1
ソーシャルワークの核心の目的	2
ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバル基準	3
学校の核心となる目的あるいは使命声明	3
課程の目的および結果	3
実習を含む課程のカリキュラム	4
コアカリキュラム	4
ソーシャルワークの分野	5
ソーシャルワーカーの分野	5
ソーシャルワーク実践の方法	6
ソーシャルワークのパラダイム	6
ソーシャルワーク教職員	6
ソーシャルワーク学生	7
機構、管理、統制および資源	8
文化的そして人種的多様性	8
ソーシャルワークの価値と倫理的行動綱領	9
付記A: ソーシャルワーク専門職教育および養成のためのグローバル基準 の設定過程とその基盤となるアプローチ	11
付記B: 本文書の使用に際しての最終コメントと留意事項	15
付記C: 本委員会委員名 リスト	18
参考文献	19

ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバル基準

イントロダクション

ソーシャルワーク¹⁾の教育および養成のためのグローバル基準を作成する過程は、実際に出来上がった基準と同様に重要である。このような企画を実施する際、本文書の作成で、少数意見が考慮され反映されるようにすることも重大なことであった。したがって、付記Aは、この基準を作成することに関与した過程を完全に記述しており、その作成に当たり検討され、反映された少数意見も記述されている。過程 - 成果の弁証法的求心性、および本基準の重要な原理が、大部分過程から生じていることを考えると、本基準を読む際には付記Aと付記Bを共に読むことが不可欠である。付記Bには最終コメントが記載されており、本文書の使用に際して実施しなければならない留意事項について検討がなされている。付記AおよびBの中で表現されたすべての事項を十分に考慮したうえで、また特殊な現実の背景を注意する必要性とソーシャルワーク教育ならびに実践をめぐる曖昧な表現を考慮したうえで、本文書は尊重されるべき次の9項目の基準に関して詳述している: 学校の中核目的あるいは教育理念声明; 課程の目的と成果; 実習を含む課程のカリキュラム; コアカリキュラム; 専門職の教職員; ソーシャルワーク学生; 機構、管理、統制および資源; 文化的多様性; ソーシャルワークの価値と倫理である。出発点として、ソーシャルワークの国際定義を受け入れ、ソーシャルワークの核心の目的および機能を手短かに述べる。

ソーシャルワークの国際定義

2001年7月、IASSW および IFSW の両団体は、以下のソーシャルワークの国際定義を採択することの合意に達した:

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の
変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促して
いく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びと
がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャル
ワークの拠り所とする基盤である。²⁾

定義とそれに続く注釈の両方とも、一つのイデオロギーのレベルで反駁することができない広い倫理原理のパラメーター内で行われている。しかしながら、ソーシャルワークが国家内においても、(アジア太平洋地域といった)地域を特定する境界内においても、さらに世界中で、さまざまな異なる運用がされており、ある状況のもとで抑制力を持ち、優勢な機能を維持している事実については議論の余地がない。ローレンツ(2001)は、この専門職の曖昧さ、緊張、および矛盾を考察して、その成功と挑戦を構成するためには、解決するよりも、絶えず協議、再協議を続けなければならないとしている。恐らくこれらの緊張こそが、ローカル-グローバルの対話を深めることにな

り、グローバル基準の作成に正当性を与えることになる。ローレンツ(2001:12)によれば、「この例証をする開放性こそが、きわめて特殊で(しかも絶えず変化している)、歴史的、政治的な状況でこの専門職が従事し、同時に一定の普遍性、科学的な信頼度、専門職の自律性と道徳的説明責任を求め努力する、機会をこの専門職に提供してくれる。」

ソーシャルワークの核心となる目的

ソーシャルワークは世界の様々な所で、ソーシャルサポートと発達、保護、予防、および/あるいは治療的目的の介入を対象にしている。入手可能な文献、協議の間の同僚からのフィードバック、およびソーシャルワークの国際定義の解説を参考にした結果、次の項目が、ソーシャルワークの核心となる目的として認識された。

- 疎外された人々、社会的に排除された人々、住むところを奪われた人々、脆弱な人々、危機の状態にある人々の集団のインクルージョンを促進する。³⁾
- 社会に存在する障壁、不平等、不公正に対処し挑戦する。
- 個人、家族、グループ、機関および地域社会が彼らの安寧および彼らの問題解決の潜在能力を増強するために、彼らと短・長期的に一緒に働き、彼らを結集する。
- 地域社会にあるサービスや資源を活用できるように援助し、教育する。
- 人々の安寧を増強し、開発と人権を促進し、全体として社会の調和と社会の安定を、そのような安定が人権を侵害しない限りにおいて、促進する政策や施策を制度化し、実施する。
- 人々が、関連する地域の、国の、地方の、および/あるいは国際的な問題に関する擁護にかかわるよう促す。
- この専門職の倫理原則と一致した政策の制定と目標達成に向けた実施を、人々のために、および/あるいは人々とともに行動する。
- 疎外され、住むところを追われ、脆弱である立場にいる人々をそのままにしており、全体として社会の調和と多様な人種集団の安定を侵害している政策や構造的条件に変革を求めるよう、そのような安定が人権を侵害しない限りにおいて、彼らのために、および/あるいは彼らとともに擁護するように従事する。
- たとえば、要保護児童、精神疾患または知的障害を持つ人々のように、自分自身では自らを守ることが出来ない立場にある人々を、容認され、倫理的に正常な法制度の中で保護するよう働く。
- 社会政策や経済開発に影響を与え、また不平等を批判し取り除くことにより、変革に影響を与えるような社会的、政治的活動に従事する。
- 人々の人権を侵害しない安定した、調和の取れた、相互を尊重する社会を強化する。
- 基本的人権に抵触しない限りにおいて、さまざまな民族集団や社会の中での伝統、文化、イデオロギー、信念、宗教に対する尊重を促進する。
- 上記目標のいずれかに寄与する事業や組織の企画、組織、管理、運営を行う。

ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準

1. 学校の核心となる目的あるいは使命声明に関する基準

すべての学校は、次の内容を含む学校の中核の目的を示す声明あるいは使命の声明を設定するように目指すべきである。

- 1.1 中核目的あるいは使命に共鳴をしている、主要な利害関係者⁴⁾が、それを理解するように、明瞭に表現する。
- 1.2 ソーシャルワークの価値と倫理原則を反映する。
- 1.3 機関が存在する地域の人口特性に関して、公平であるようにしていることを示す。したがって、中核目的あるいは使命文書には民族や性別の表示のような問題を、教員構成ならびに学生の募集や入学手続きに組み込むべきである。
- 1.4 サービスユーザーの権利と利益、そしてプログラムのすべての提供の側面における参加を尊重する。

2. 課程の目的および結果に関する基準

課程の目的および期待される結果に関して、学校は、下記の事項に達するように目指すべきである。

- 2.1 その課程の目的および高等教育で期待される結果の詳述。
- 2.2 その課程の構想および実施の際における、この専門職の価値と倫理原則の反映。
- 2.3 その教育方法がソーシャルワーク学生の知性向上と感性向上の両方の達成を保証するために、課程の教育方法の明示すること。
- 2.4 ソーシャルワーク専門職の中核である知識、諸過程、価値観、および技術が、特定の現実場面で応用されるように、課程にどのように反映されているか表示。
- 2.5 ソーシャルワークの価値・知識・技術の内省的⁵⁾な使用に関する初歩レベルの上達が、どのようにソーシャルワーク学生によって習得されるかについての表示。
- 2.6 課程がどのように国および/あるいは地域の定めた専門職の諸目標に合致しており、課程が地方での、国内での、地域での発展ニーズと優先性にどのように対処するかの表示。
- 2.7 ソーシャルワークが真空状態で働くわけではないので、課程は、相互作用している文化的、経済的、コミュニケーション、社会的、政治的、および心理的なグローバルの特徴の影響に関する考察を反映するべきである。
- 2.8 すべての状況において、個人、家族、集団および/あるいは地域社会で、ソーシャルワーク実践を始めることに関連する質の高い教育の準備の提供。
- 2.9 その課程の目的および期待された結果が達成している程度を評価する自己評価。
- 2.10 合理的で財政的に可能なかぎり外部同職種の評価。これには、外部同職種による指定課題の試験、および/あるいは書面審査と論述、およびカリキュラムについて外部同職種による考察と評価という形式で行うことができる。
- 2.11 資格付与当局が存在するところでは、国家の、および/または地域の資格付与当局により

認証された、証明書、卒業証書、第1級または大学院生レベルでの特別なソーシャルワーク資格の授与。

3. 実習を含むカリキュラムに関する課程の基準

課程のカリキュラムに関する基準に関しては、学校は、下記の事項に向けて一貫して目指すべきである。

- 3.1 カリキュラムおよび指導方法は学校の課程の目的およびその期待された結果ならびに使命文書に合致していること。
- 3.2 課程の理論と実習教育内容に関して、構成、実施、評価の明瞭な計画。
- 3.3 計画と実施において、サービス利用者に関与させること
- 3.4 その伝統や文化が人権を侵害しない限りにおいて、異なる民族集団および社会の伝統と文化から生まれた固有のあるいはその地に特有のソーシャルワーク教育と実践を認め展開すること。
- 3.5 カリキュラムのコンスタントな再検討と展開に対する特別な注意。
- 3.6 カリキュラムが、ソーシャルワーク学生に対し批判的思考の技能と論証の学術的態度の技能を培い、新しい経験およびパラダイムへの開放性を伸ばし、生涯学習を継続するよう努めるのに役立つよう保証すること。
- 3.7 実習教育は、学生が専門的実践ができるようになるのを確実にするように、期間と課業の複合性および学習の機会の条件を十分に満たすべきである。
- 3.8 学校と実習機関/現場⁶⁾との間での計画された調整と連携。
- 3.9 実習スーパーバイザあるいはインストラクターのためのオリエンテーションの提供。
- 3.10 実習のスーパーバイザーとインストラクターを、それぞれの国の展開状況に応じて指名し、実習スーパーバイザあるいはインストラクターのためのオリエンテーションを提供する。
- 3.11 カリキュラムの設定において、実習インストラクターの関与と参画の機会提供。
- 3.12 実習教育と学生の実習実績評価に関する意思決定において、教育機関と(適用可能なところの)機関およびサービス利用者との協力。
- 3.13 実習インストラクターあるいはスーパーバイザが、その実習基準、手続き、期待を詳述した実習指導マニュアルを利用できるようにすること。
- 3.14 課程の構成要素である実習のニーズを満たすために、適切で十分な資源が利用可能になっていることを保証すること。

4. コアカリキュラムに関する基準

コアカリキュラムに関しては、学校は下記に向かって目指すべきである。

- 4.1 地域、国、および/あるいは地方/国際的ニーズと優先性により定められたカリキュラムの認定と課程の中を含めるカリキュラムの選別。
- 4.2 4.1 の条項に妨げられることなく、普遍的に適用できると考えられるいくつかのコアカリキュラ

ムがある。したがって、学校は、学生の最初のソーシャルワーク資格習得が終わるまでに、ソーシャルワーク学生が4つの概念要素に構成される次のコアカリキュラムに触れられることを保証するべきである。

4.2.1 ソーシャルワークの分野

- ・ 社会構造の欠陥、差別、抑圧、社会的・政治的・経済的不公正が、地球規模を含むあらゆるレベルでいかに人間の機能と発達に影響するかについての批判的理解。
- ・ 人間の行動と発達そして社会環境に関する知識、特に、環境の中の人間という対応、ライフパンの発達、そして、人間の発達と行動を形成する上での生物学的、心理学的、社会構造的、文化的要因の中での相互作用。
- ・ 伝統、文化、信念、宗教、慣習が、あらゆるレベルにおいて人間の機能と発達に如何に影響を与えるか、そしてこれらが如何に成長発達にとっての資源および/あるいは障害になるかに関する知識
- ・ ソーシャルワークの起源と目的についての批判的理解。
- ・ その国特有のソーシャルワークの起源と発達についての理解。
- ・ 専門職間の協調とチームワークを促進するために、関連する職業と専門職についての十分な知識。
- ・ 地方の、国の、そして/または国際レベルにおける社会福祉政策(あるいはその欠如)・サービス・法制度の知識、および政策立案・実施・評価における、そして社会変革過程におけるソーシャルワークの役割に関する知識。
- ・ 安定、調和、連帯が人権の侵害に関して現状維持を保つために用いられない限り、社会の安定、調和、相互尊重および全体の連帯が、グローバルなレベルを含め、あらゆるレベルにおいて人間の機能と発達に如何に影響を与えるかについて批判的に理解すること。

4.2.2 ソーシャルワーカーの分野

- ・ ソーシャルワーク専門職の価値の中で実践し、そしてバーンアウトの予防を含む、彼らの安寧と専門職の成長に関する責任を雇用者と共有できる、批判的に内省する実践者の育成。
- ・ 個人的人生経験、個人的価値そしてソーシャルワーク実践の関係についての認識。
- ・ 国の、地方の、および/あるいは国際的なソーシャルワーク倫理綱領の評価と現実場面での適用能力。
- ・ 包括的な枠組みの中で、多様な民族的、文化的、「人種的」⁷⁾、およびジェンダーのグループ、ならびにその他の形態の多様性を背景に持つ領域で実践することができる技能を備えたソーシャルワーカー育成。
- ・ 文化、伝統、慣習、および民族性が、人権を侵害しない限りにおいて、多様な民族集団の中で異なる文化、伝統、および慣習に由来するソーシャルワークの叢智を概念的に解釈できるソーシャルワーカーの養成。
- ・ 権力⁸⁾の複合的で・とらえどころの無く・多面的で・倫理的・そして対話的な側面に対処できる

ソーシャルワーカーの養成。

4.2.3 ソーシャルワーク実践方法

- ・ ソーシャルサポートと発達の・保護的・予防的介入、および/あるいは、課程の焦点の置き方若しくは専門的実践志向次第で治療的介入の目的とした、課程の指定目標を達成するための事前評価と関係形成と支援過程に関する十分な実践技能と知識。
 - ・ 不公平と社会的、政治的、経済的不公正に立ち向かうソーシャルワークの価値、倫理原則、知識、および技術の適用。
 - ・ ソーシャルワーク調査研究の知識と調査方法使用の技術。その中には調査研究関連パラダイムの倫理的使用、およびソーシャルワーク実践における調査研究とソーシャルワーク実践に関する知識⁹⁾の様々な源の利用についての批判的理解を含む。
 - ・ 社会の成員の中で気遣い、相互の尊重、および相互の責任を助長するソーシャルワークの価値、倫理原則、知識、および技能の適用。
- 上記の項目 3 の条項を十分に考慮して、スーパービジョンを伴った実習教育。

4.2.4 ソーシャルワーク専門職のパラダイム

ソーシャルワーク教育、養成、実践に際立つ現在の特徴として、次の認識論的パラダイム(それらは相互に他を排除するものではない)がある。それが、コアカリキュラムを形成すべきである。

- ・ すべての人間の尊厳、価値、および独自性に関する承認と認識。
- ・ ミクロ、メゾ、マクロのレベルですべてのシステムの内外に存在する相互関連についての認識。
- ・ 人々を弱体化させ、疎外し、そして排除する社会構造的、政治的、および経済的状況におけるアドボカシーと変革の重要性の強調。
- ・ 人間中心発達アプローチによる、個人、家族、グループ、団体、および地域社会の達成能力形成とエンパワメント。
- ・ 社会文化的期待に対する正当な配慮をし、正常な発達のライフ・サイクル、および予測される人生課題、年齢がかかわる影響に伴う危機に関する理解を通しての問題解決と期待される社会化。
- ・ すべての人間の強さと生来の能力と可能性についての仮説、識別、認識。
- ・ 「人種」、文化、宗教、民族、生得の言語、ジェンダー、性的指向および異なる能力に関する多様性に対する評価と尊重。

5. 専門職教職員に関する基準

専門のスタッフに関して、学校は次のものに向かって目指すべきである。

5.1 当事国のソーシャルワーク専門職について、決められた地位ごとの適用資格をもつ十分な人

数と、多様な専門分野の常勤専門職員の準備規定。可能な限りソーシャルワークまたは(ソーシャルワークが新しい学問である国の場合)関連領域の修士号レベルが必要条件である。

- 5.2 課程の目的および期待される結果の設定において、および学校が参画することになるかもしれないその他の企画において、核心となる目的あるいは使命の設定に教職員が参加する機会の提供。
- 5.3 教職員に専門性の、特に新しい学問分野の、継続的向上の提供。
- 5.4 教職員の募集および任命においては、ジェンダー、民族性、「人種」、その他の形態の多様性を配慮することに関して、平等を基盤にした方針または優先性についての(可能なところでは)明瞭なステートメント。
- 5.5 その文脈において、ソーシャルワーク実践で重要となる言語に対する感受性。
- 5.6 教えること、実習指導、スーパービジョンおよび管理業務の仕事量を割り当てる際、研究と出版の機会を提供すること。
- 5.7 社会政策の影響に関する記述、分析、評価を行う際、および地域社会アウトリーチ企画事業を行う際、かかわることが合理的であり可能である限り、専門職教職員にその機会を提供すること。

6. ソーシャルワーク学生に関する基準

ソーシャルワーク学生に関して、学校は、下記の事項に達することを目指すべきである。

- 6.1 入学資格基準および手続きに関する明瞭な表現。
- 6.2 機関が所在する地域性の人口特徴を反映し、関連するプロセスにはサービスユーザーと実践家が積極的に関与する、学生募集、入学許可、および留年の方針。機関は過少入学および/あるいは過少在籍のマイノリティーグループ¹⁰に当然の配慮が払われるべきである。関連する犯罪の判決では、他者の虐待若しくは人権の侵害を含み、サービスユーザーの保護とエンパワメントという第一義的責任を考慮しなければならない。
- 6.3 コース/構成単位の選択のための学生相談の提供し、学生の指向、ソーシャルワーク職への学生の適性と動機の評価、学生の成績に関する定例的評価と指導を行う。
- 6.4 提供方法に関わらず、教育課程の高い質を保証する。隔地教育方式、混合教育方式、分散教育方式、インターネット利用教育を行っている場合には、地域ベース指導とスーパービジョンのための機構が適切に設置されなければならない。特に課程の実習の要素に関してはそうである。
- 6.5 学生の学業成績と実習成績の評価の明示的基準。
- 6.6 どの学生に対しても、「人種」、肌の色、文化、民族、生得の言語、宗教、政治的指向、性別、性的志向、年齢、婚姻の状況、身体的状態および社会経済的状态を根拠にして、差別しないこと。
- 6.7 不満と苦情に関する手続きがが全ての学生にアクセスでき、明確に説明される。そして学生の評価は偏見無く行われる

7. 機構、管理、統制および資源に関する基準

機構、管理、統制および資源に関して、学校および/または教育の機関は、下記に向かって目指すべきである。

- 7.1 ソーシャルワーク諸課程は、その養成機関の中では明確に区別される学部、大学院、学科、センター、専攻のような明確な構成単位によって実施されること。
- 7.2 学校は、望ましくはソーシャルワークの専門性で、管理能力、学究能力、専門職の能力を実証している長を指名すること。
- 7.3 長は、学校の調整と専門的リーダーシップの一義的責任をもつが、これらの責任を遂行するために十分な時間と資源を持つこと。
- 7.4 学校の予算配分は、核心となる目的または使命および課程目的の達成に十分であること。
- 7.5 予算配分は課程計画立案と維持継続を保証するに足り、安定していること。
- 7.6 教室のスペース、専門職員の研究室と管理職員の事務室と学生用のスペース、教員と実習先との連絡会の会議室、学校の核心目的あるいは使命および課程目的の達成に必要な設備を含め、適切な物理的設備を有すること。
- 7.7 課程目的達成に必要な、図書館と(可能なところでは)インターネット資源が利用できること。
- 7.8 課程目的達成のために、必要な事務および管理の職員を置くこと。
- 7.9 遠隔地教育方式、混合教育方式、分散教育方式、インターネット利用教育を行っている場合には、教育理念若しくは使命、課程目的、期待される結果を促進するために適切な基本的施設があり、それには教室のスペース、コンピューター、テキスト、オーディオ・ビジュアル設備、実習教育のための地域社会資源、現地指導とスーパービジョンがあること。
- 7.10 学校は、教職員の募集、任命、昇進に関して主要な役割を果たすこと。
- 7.11 学校は、教職員の募集、任命、昇進、終身在職権の方針と実施において、性別の公正に努力すること。
- 7.12 その募集、任命、昇進、終身在職権の方針と手続きにおいて、学校は交流し、そしてサービスを供給している人々の多様性を反映すること。
- 7.13 学校の意思決定プロセスは、参加型民主主義の原則と手続きを反映すること。
- 7.14 学校は、課程目的の達成を促進するように協調的で、支持的で、生産的な労働環境の展開を促進すること。
- 7.15 学校は、機関内部の連携を進め、維持するとともに、その核心目的あるいは使命および課程目的に関連する外部の組織とサービス利用者との連携を進め、維持すること。

8. 文化的および民族の多様性ならびにジェンダー包括性に関する基準

文化的および民族の多様性に関して、学校は下記に向かって目指すべきである。

- 8.1 その課程における文化的および民族の多様性ならびにジェンダー分析を反映することによって、教育経験の豊かさを確保するために、調和的・継続的努力をすること。
- 8.2 課程が、すべてのコース/モジュール方式へのメインストリーミングにより、そして/または分離したコース/モジュール方式により、文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関して明瞭に表現された目標をもつことを保証すること。
- 8.3 文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関する問題が、課程の実習内容に現れていることを示すこと。
- 8.4 ソーシャルワーク学生が自分自身の個人的及び文化的価値、信念、伝統、偏見に関して自己認識できるような機会を提供し、これらが人々との関係を作る能力や多様な対象者グループと作業する能力に、いかに影響を与えているかを自覚する機会を与えられることを保障すること。
- 8.5 文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析についての感受性を高め、知識を増大すること。
- 8.6 グループの固定観念と偏見¹¹を最小にし、人種差別主義的な行動、政策、構造がソーシャルワーク実践を通して再現されないことを保証すること。
- 8.7 ソーシャルワーク学生が、人の文化的および民族的信念と志向にかかわらず、尊重と尊厳をもってすべての人との関係構築と処遇ができるようにすること。
- 8.8 国際人権宣言、国連児童の権利条約(1989)、国連ウィーン宣言(1993)¹²などの国際的協定書に反映しているような基本的人権のアプローチを、ソーシャルワーク学生が学ぶことを保証する。
- 8.9 課程は、ソーシャルワーク学生が、これから発達する力と領域であることを認識し、個人としても全体的な社会文化グループの一員としても自分自身を知る機会を与えられるよう保証すること。

9. ソーシャルワークの価値観および倫理的行動綱領に関する基準

ソーシャルワークの価値観、倫理および原則がこの専門職の中核的構成要素であるという認識を考慮して、学校は、次のものに向かって一貫して目指すべきである。

- 9.1 カリキュラムの設定および実施においては、課程のこの面に集中し、細心の注意をはらうこと。
- 9.2 ソーシャルワークの価値、原則および倫理的行動に関して、明瞭に表現された目的をもつこと。
- 9.3 専門職員とソーシャルワーク学生(ソーシャルワーク学生が実習により人びとと働く関係をもつ限りにおいて)が、倫理綱領¹³の規定を持つ国内のあるいは地域の規約により統制された(法令によっても、よらなくても)団体に登録。そのような団体の会員は一般にそれらの綱領条項に縛られる。
- 9.4 実習教育を受けるソーシャルワーク学生一人一人、および専門職の職員一人一人がこの専

門職実践に関する境界について、また倫理綱領に照らして何が非専門職的な行動となるかを意識することを保証すること。学生が倫理綱領に違反する場合は、課程の教職員は必要で適切な救済策をとり、そして/あるいは当面の懲戒手段をとり、あるいは学生に退学を助言することができる。

- 9.5 確立された規約のあるソーシャルワーク団体、養成機関の確立された手続き、法制度のいずれかにより、倫理綱領に従うことができないソーシャルワーク学生と専門職員に関して適切な行動を講じること。
- 9.6 規約を持つソーシャルワーク団体は、適用される場所では、公私の部門と地域のソーシャルワーカー、そしてサービス利用者の直接参加を含め、幅広いソーシャルワーク領域で構成することを保証すること。
- 9.7 合理的で、可能な限り、倫理綱領に抵触するソーシャルワーク学生または専門職員に規律を守らせるために、報復的な処罰¹⁴でなく回復の原則を支持すること。

付記 A: ソーシャルワーク教育および養成とその根底にあるアプローチのためのグローバル基準を設定する過程

2000年7月に、カナダのモントリオールで開催された国際社会事業学校連盟(IASSW)と国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)との合同会議の際、IASSW/IFSW合同で、グローバル最低資格基準¹⁵委員会が公式に設置された。(委員のリストに関しては付記Cを参照)。この討議文書はさまざまな委員会の委員、関連文書の再検討、e-mailによる協議、および可能な限り¹⁶同僚との直接的協議をしてまとめたものである。

一般的に、IASSWおよびIFSWが、ソーシャルワークがグローバルなレベルで表すものを明瞭にする基準設定文書を作ることに對して好意的な反応があった。一定の普遍的なものを確認することの概念書は、ソーシャルワーク教育および養成に関する国内基準を作る指針として用いることができる。そのような国際的基準は、ソーシャルワークの重要な問題、役割および目的をめぐってある程度のコンセンサスを反映していなければならない。しかしながら、この専門職が歴史にばらばらに構成されてきたために;また、ソーシャルワーク専門職内のアイデンティティをめぐるとの当時の論争のために;また、社会教育者、開発ワーカー、児童養育ワーカー、保護観察官、コミュニティーワーカー、青年ワーカー(そのようなカテゴリーの職員はソーシャルワーカーと区別される)などといった、福祉領域の中の他のカテゴリーの職員へのアイデンティティをもつために;国家間や地域間に大きな多様性があるために、そのような「普遍的なもの」を見出すことの可能性について、幾分か懐疑があった。そのような基準設定文書はどのような状況にも適用できるよう十分に柔軟でなければならないという提案があった。そのような柔軟性のために、国際的な基準¹⁷を守りながら、地域的に特定したソーシャルワーク教育と実践を可能にし、それぞれの国及び地方の社会政治的、文化的、経済的、歴史的背景を考慮しなければならない。

グローバル基準を設ける主な理由は次のとおりである(順序に優先順位があるわけではない):

- ・ ソーシャルワーク・サービスの「消費者」、「クライアント」あるいは「サービス利用者」¹⁸を保護する;
- ・ ソーシャルワーク・カリキュラムとソーシャルワーク実践のグローバル化の影響を考慮する;
- ・ グローバルなレベルでの大学間の連携を促進する;
- ・ 国家間のソーシャルワーカー移動を促進する;
- ・ ソーシャルワーカーと非ソーシャルワーカーの間に一線を引く;
- ・ 国際基準を念頭に国内規準を設定する;
- ・ 連携と、学生や職員の国際交流を促進する;
- ・ このような指針を設定する際、そのような指針を満たす資源を持たないソーシャルワークの学校¹⁹、学部、センター、教職員を援助する時に、IASSWとIFSWが促進的役割を果たすことを可能にする;
- ・ ソーシャルワーク教育のための国際指針の設定は IASSW の核となるべき事業であると分かる

ように、IASSW の目的に具体的な表現を与える。

上記の目的のすべてが実現可能であるとは限らないのは明らかである。例えば、ソーシャルワーカーと非ソーシャルワーカーとを区別しようとする方法は実現できないし、基準設定することにより「クライアント」を保護するという目的を実現することもできない。一国から他国へのソーシャルワーカーの移動を促進することは、例えば、南アフリカとカリブ海上諸国からイギリスへ移動する時に南アフリカとカリブ海上諸国は不利な立場となり、ある国から他国へのソーシャルワーカーの直接の募集という視点では、論争を引き起こす問題である。しかしながら、倫理的視点からは、他国で実践したいというこのようなソーシャルワーカーの移住を可能にすべきで、妨害されるべきではない。国々の中でのソーシャルワーク技術の保持力は、この専門職のサービス条件、給料、資格認定のような要因によって異なり、専門職の妥当性確認は国家レベルでなされるべきである。

数人の参加者は、この文書により実際的なガイドラインを含めるようにするべきであるという見解を表明した。これらの実際的なガイドラインには、次のものが含まれるべきであるとしている：基礎的資格には、例えば基礎的な学校教育の年数プラス最低1年間から3～4年間の範囲でソーシャルワーク養成というように、多重層をなした分類(実際的な養成の最短期間がこのような分類には明記されるべきである)；これまでの学習経験の承認と認定；そして特定の実態に適応できる中心的な能力、知識および技術の指定が含まれるべきである。ごく少数の者は、グローバル基準を求める限りは、学生が読むべきテキストとその時間を規定すべきであるとした。これは特定の状況の完全な否定となるために、グローバルなレベルでは不可能な要請である。明らかにこれは地域レベルにおいても不可能であろう。というのは、これがアカデミックな自由・学問の成長を制限し、批判的思考の発達を制約するためである。また、ある人たちは、多重層の制度は、あまりにもエリート主義に思え、恐らく3分の2世界²⁰のソーシャルワーカーは下層のランクに分類されるであろうという懸念を示した。国や地方によって学年度が異なり、また異なる背景の中で講座の単位認定が異なることを考えれば、養成期間や認定単位数を規定するのは問題である。さらに、例えば、適切な先行学習経験または関連資格を持つ成熟した学生の慎重な選抜で行う6～12か月の集中的寮入所のソーシャルワーク課程は、卒業生への第一級ソーシャルワーク課程と同じくらい価値があると分かるかもしれない。譲歩してはいけないのは教育課程の質である。入手可能な資料から判断すると、ソーシャルワークの学校教育化が一般的になり、多くの国々が3年または4年のどちらかのソーシャルワーク学士号を選んでいるように見えるが、5年制の学士号をとっているチリのような例外的な国が少数ある。

少数意見には、IFSW と IASSW が文書なしから始め、自分達の規範や基準を作るように各国の団体に勧める草の根方式をとるべきであるというのがあった。例えば5か年の行動計画によって作った、それらの規範や基準は、その後国際資格基準文書にまとめられる。基準の発展に何らかのアプローチを取る必要はない。そのような基準は限定されたあるいは静的なものを表すのではなく、我々が熱望するフレームワークの構築を続けることによる力動的な過程にあるという前提を受け入

れて、初めて、基準設定が世界 地方 国家 地域間の相互作用を含むことになるであろうことを受け入れることになる。これには国家間および地方間の対話が含まれなければならない。

グローバル基準設定に際して、ドミネリ(1996)がソーシャルワーク教育と実践へのコンピテンシー基盤アプローチの影響に関する検討の中で明瞭に述べているように、我々はソーシャルワークを分散し、非専門職化しないように、慎重にしなければならない。この見解は、一定の基準を持つことによる質の管理²¹に対する必要性を否定するものではないが、さらに「ソーシャルワーク技術を平凡にする」かも知れないと警告したローレンツ(2001:19)によって支持された。この可能性を回避するために、本委員会は次のことを超越するように努力をした。それは、多くの国/地方が部分的基準の開発に用い、コンピテンシー基盤アプローチ基準を満たすように案出し、ソーシャルワーク技術や役割を構成要素に細分化する還元主義言語の類、である。我々は、国/地方レベルのコンピテンシー基盤アプローチ基準に意義があるであろうことは認識している。しかしながら、これはあまりにも特定しすぎるので、グローバルなレベルに適用することができないと思われる。

協議期間中、誰の、あるいは何の基準による「最低」であるかの問題が提起された。「最低基準」が専門職水準を向上させるのではなく低下させる可能性はないか。また、一方で、「基準」は理想を表しているので、その基準は、すべての国や地方のすべてのソーシャルワーク・スクールが達成しなければならない圧力を受ける事実上「最高基準」になる。1990年代初め南アフリカの経験は適例である。当時のソーシャルワーク協議会は、実際にはアパルトヘイトのイデオロギーを支持する意図で作られた国の機関だったが、いわゆる「最低基準」を提案した。しかしながら、提案文書は現実に優秀な基準を反映しており、管理機構を提案した。もし受理されれば、白人大学と比べて資源の乏しい、歴史的に不利な状態にあった黒人大学のソーシャルワーク・スクールの立場、恐らく存在自体が危うかったであろう。幸運にも、その提案を拒否できるほどソーシャルワーク教育者間で十分な結束があったために、それは拘束力を持つ基準の一部にならなかった。これらの心配が、本文書から「最低」を除去し、ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準と移行する基盤になった。本文書は、最低基準を反映すると主張するのではなく、ソーシャルワーク・スクールが一貫して目指す理想としている。

協議に加わってもらっている同僚も西洋の支配の可能性に対する懸念を示した。ソーシャルワーク教育と実践における西洋の主導権があり、しかも「西欧の国々とアメリカが恐らくソーシャルワークとは何か、そして良いソーシャルワーク教育を提供することが何を意味するかを、かなり決めてきた」(Payne, 2001:41、我々が強調)とするならば、そのような恐れは根拠がないわけではない。何が西洋およびアメリカでの良いソーシャルワーク教育を構成していたかという主張は、誤った前提²²に基づくものであるかもしれないことをわれわれは認める。オーストラリアとカナダも、国内基準の開発においてすさまじく進歩しているように見える。西洋の支配を防ぐ可能な方法は、次の事項が考察されたが、グローバル基準との関係で引き続き考察されなければならない。

- ・ 基準の設定に際して本委員会に世界の異なる地方からの代表者を保証すること。

- ・ できるだけ多く過程において協議と包摂をすることを促すこと。
- ・ グローバル基準がその国の独自の歴史的背景、政治的背景、文化的背景、社会的背景、経済的背景を考慮に入れることを保証すること。
- ・ 国々の独自の発達ニーズがグローバル基準に考慮されることを保証すること。
- ・ どの国であってもこの専門職の発展段階とニーズが考慮されることを保証すること。
- ・ 学校が可能な程度まで適切な資源を確保することを促す一方、より少ない資源を持つ学校がより貧しい質の課程を提供するという仮定はないことを確認すること。
- ・ 国家間、地域間、の境界を越えた、開かれた対話が促進されること。

協議をしていく中で現れた圧倒的な懸念は、特定の現実背景と国際基準を満たすために個々の機関が利用できる資源を考慮することであった。国際基準の作成にあたっては、我々は、ある養成機関に不利になるような、意図しない結果にならないようにするべきである。国際基準が国内規範と基準の策定に用いられる限り、可能な限り、国内及び地域の経験と実践が(公式の基準がないところでも)国際基準の策定に組み込まなければならない。国内基準あるいは地方基準が存在しないところには、IASSW と IFSW はそのような基準作りを促進するように協力するべきである。このように、国内と国際的な基準作成にあたり、循環的、相互作用的、論証的なプロセスは、連続的かつ動的になり、そして継続する。このグローバル基準設定に際して、過程 成果の弁証法は、重要であった。我々には必要なあらかじめ決められた期間的制約があったが、可能な限り協議過程で譲歩しないようにした。

協議した中で二人の参加者は、2段階方式を勧めた。第1段階は2年から6年の期間を設定し「委員会委員の誰にでも」相談できるようにする。第2段階は遵守を保障するために、IASSW に地域あるいは国内団体による意見書提出からなる。勧告は、1年おきの意見書提出から5年に1度の意見書提出と幅がある。大多数は、概念文書の作成を越えて、IASSW/IFSW が役割をこのように果たすことができず、したがってこれら両団体は「遵守を保障する」ために、実際にいかなるメカニズムも達成することができないと考えた。国際基準や養成機関の向上や低下の可能性をモニターして、遵守させることは、IASSW/IFSW の仕事であるとは見なさなかった。IASSW と IFSW の役割は、助長し支援することであろう。ペイン(2001)は、IASSW 会員であることによって、養成機関は少なくとも次の最低基準を守らなければならないと指摘した。

- ・ ソーシャルワーク教育は、卒業証明書を得た後に始まること; そして
- ・ ソーシャルワーク教育は、第3次段階で始まること。

これらの二つの基準は、この文書の目的に沿ったものとして受け入れられる一方、さまざまな教育機関が、卒業証書をもっていない場合、学生の選別に際してそれまでの学習経験を認めていることに留意しなければならない。それまでの学習経験の認定が実施されているところでは(一般的に学校の、地方の、または国のレベルで決められた方針あるいは資格がある)、このことは受容され尊重されなければならない。

付記 B: 最終コメントおよび本文処理用に当たっての注意

グローバル基準の設定は、その性質自体から、概して、指示的、還元主義的、論理実証主義パラダイムに陥りがちである。この文書ではそれに代わる、もっとエンパワーする、非指示的な言葉を使うよう努力した。主な目的は国内外の対話を促進することによってグローバルレベルでソーシャルワーク教育、養成、実践を向上することである。本文書はソーシャルワークの学校が一貫して希求すべきグローバル基準を反映しているが、それは(全体的に、そして満たせば)実際にソーシャルワーク教育と養成の非常に程度の高いレベルを提供することになるであろう。これは、そうであるべきであるが、ソーシャルワーク学生にとって可能な最高の教育と養成の規定であり、彼らは資格を得た後は彼等の地域社会で巨大な責任を担うのである。

ソーシャルワーク・スクールがこのグローバル基準を満たす程度はその国/地域の発達ニーズ次第であり、また独自の歴史的、社会政治的、経済的、文化的背景によって決められるように、その国のこの専門職の展開状況による。このことは本文書を通して当然の配慮がなされた。定評のある学校はこの文書に収められた基準を超えているかもしれないが、一方ではソーシャルワーク課程を始めたばかりの学校もあることを認識している。本文書は後者の学校のようなところでは、達成に20年以上もかかるとしても、学校が希求する理想を詳細に記述している。基準を規定する際に、世界中のすべての学校が直ちに基準に達するという期待はしていない。学校が基準に到達しているかないかも国際的なレベルで決められない。各校は自校の課程が、本文書が明確にしている基準に合致している程度を決めるために自己評価することができる。質の保証とア krediyテーション資格基準と手続きは国で、そして/あるいは地域レベルで決められるべきであろう。疑いなく、国および地域での資格枠組みの創設に向かう動きが、グローバルレベルでは生じている(教育相および労働省、2003)

グローバル規準を作るに当って、ソーシャルワークの中心的価値観と目的に反すると見られる、管理統制主義(これは適切な管理を否定するものではない)と自由主義市場経済への移行の言葉に乗らないように細心の注意をした。ソーシャルワークの国際定義とソーシャルワークの中心的目的に対する規準をすえることによって、本文書は教育と養成へのアプローチを保証する。教育と養成は、人権、社会的公正を擁護し、そして個人、グループ、組織、地域社会に関心を持ち、エンパワメントする重要な責任を支援する。さらに、それは、ソーシャルワーク学生の個人的及び専門職としての成長に寄与するようにしており、特に批判的内省的実践者の成長とソーシャルワーク教育と養成における価値と倫理の位置を重視している。グローバル基準の策定に当って困難であったのは、基準は際だつくらいに細かく特定していて、なお、どのような状況背景にも対応する十分に幅の広さがあるようにすることであった。本基準はグローバルレベルで設定されたが、本文書はローカルレベルで十分に解釈と適用ができる。明らかな利点になると思われることは、異なる状況下における基準の適用と評価含む経験基盤の比較研究ができることである。これは現行文書のギャップと限界を認識するのに役立つ、今後の改定と改良に役立つであろう。

本文書の前書きに提起した多くの問題と協議を進めていく中で提起された問題のなかで、本文書の利用のされ方に関する問題があった。カナダの同僚から協議中に提起された問題はグローバル基準の設定がサービス貿易に関する一般協定(GATS)に関連して国際貿易の目的のために利用されるかもしれないということであった。IASSWとIFSWは絶対に基準がそのような目的に利用されてはならないと断言した。両団体ともGATS規約に束縛されないし、グローバル基準の設定に外部からの資金提供もなかった。基準の制定はグローバルレベルで、この専門職のために最善の可能な基準を確認する試みを示しているのであり、国、地域の境界を越えて対話と討議を進めるためであって、国際的サービス貿易とは無関係である。その意図は、学問の自由と地方に特有な理論と実践の展開を進めるためであって、そのような発展を禁じたり、束縛するためではない。我々はロシターの見解(undated,p.5)すなわち、「それらが、1) 貧困を増大する、2) 環境破壊に寄与する、3) 労働力を減少する、4) 国内および国際的不平等に寄与する、5) 利潤よりも人間のニーズに対する経済を規制する地方の権力と政府の権力を弱めることになる、選挙によらない、不透明な合意である」という貿易協定に対抗して結束する必要があるという意見に同意する。このような協定も、個人が自分たちの労働および福祉環境をコントロールする力を弱めるものである。

構造、管理、統制、資源に関する基準を明確にする際、IASSWもIFSWも機材および基本施設設備の資源を欠如している学校が、より質の低い課程をもつという見解を持たないということを確認した。しかしながら、適切な人材と資材により、課程の目的と目標の達成がより容易になるということには合意した。アジア太平洋地区、アフリカ地区、北欧地域の同僚は、この草案文書を彼らの機関がより適切な資源供給のためのロビー活動の道具に利用したと述べている。本文書がまだ草案段階であって、国際レベルでの採択がなされていなかったが、そのような目的で利用できたことは明らかに利点である。しかしながら、外部からの圧力は世界の他の地域では教育機関の感情を害することがあることに留意しなければならない。したがって、適切な資源確保のためのロビー活動目的に利用するかどうか、また、その方法をどうするかは各学校の判断に委ねるべきである。

ソーシャルワーク教育と養成のためのグローバル基準を表すに当たって、IASSWもIFSWも学校レベルではモニタリング、管理、アクレディテーション機能を行わない。IASSWとIFSWが将来国レベルあるいは地域レベルで何か重大な役割を果たすかどうかは本文書が異なる背景の下で如何に解釈され、世界の異なる場所で運用されるか、そして会員の要求と期待にかかっている。このような文書を作成するにあたっての心配のひとつは、文書が、一旦印刷されると、著者たち²³がコントロールできなくなるということである。IASSWとIFSWの役割は支援と促進を意図するものである。国および/あるいは地域のソーシャルワーク教育者の協会とIASSWの間でコミュニケーションの明確な機構がなければならない。グローバル基準作成の目的の一部には、IASSWとIFSWがそのようなコミュニケーションを促進する機構に関するガイドラインの作成に向けて献身することである。その目的の一つは、センサス委員会の助けを借りて、IASSWが会員学校および国のおよび/あるいは地域の詳細と課程、および質の保証とアクレディテーション制度を入れたデータバンクを作ることである。そのような情報は求めに応じて、またはIASSWとIFSWのウェブサイトから国際レベルで

Adopted at the general assemblies of IFSW and IFSW Adelaide, Australia in 2004

共有できるであろう。そのような共有はソーシャルワークの学校が、本書において明らかにされたソーシャルワーク教育と養成のためのグローバル基準を希求し、到達するための起動力になることを願うものである。この文書は固定した永久のものになることを意図するものではなく、ニーズが生じれば再検討され改定できる力動的なものである。このことは地方レベルで、国レベルで、地域レベルで、グローバルレベルでこの専門職の中で批判的討議と対話を継続することによってのみ達成される。

付記 C

委員会委員は次のとおり。

IASSW 代表者

ヴィシャンティー・シューポール、南アフリカ(2001年1月以来委員会委員長)；

レナ・ドミネリ、2000年7月から2001年1月まで委員会委員長

スヴェン・ヘッセル、スウェーデン

カレン・ライオンズ、英国

デニシ・コーテ、ケベック

ネリア・テロ、メキシコ

バーバラ・ホワイト、アメリカ

ホイ・ワ・マク、香港

レナ・ドミネリ、IASSW 会長職として

IFSW 代表者

デイヴィッド・ジョーンズ(イギリスから委員会共同委員長)

ゴ・ティオン・タン、シンガポール

ディック・ラムゼー、カナダ

ファン・M.L.カルヴァジャル、コロンビア

チャールズ・ムブグア、ケニア

スン・ジャエ・チョイ、韓国

イメルダ・ドッズ、IFSW 会長職として

リン・ヒーリー、アメリカ顧問

(注)

これは、2004年10月(オーストラリアのアデレードにおけるIASSWとIFSWの総会で採択された最終文書である。しかし、グローバルスタンダードの使用・実施・評価は、ダイナミックなプロセスであるべきである。もしコメントや勧告があればヴィシャンティー・シューポールまでお送りください。

電子メール:Sewpaul@nu.ac.za

ファックス:27-31-2602618

アドレス:心理学の学校

住所: School of Psychology

Centre for Social Work

University for Kwa Zulu Natal

Durban

4041

Adopted at the general assemblies of IFSW and IFSW Adelaide, Australia in 2004

文献

- Department of Education and Department of Labour (2003). An *Independent National Qualifications Framework System Consultative Document*. Pretoria
- Dominelli, L.D. (1996) Deprofessionalizing social work: Anti-oppressive practice competencies and post-modernism. *British Journal of Social Work*. 26: 153-175
- Lorenz, W. (2001). Social work in Europe - Portrait of a diverse professional group. In (Ed.) Hesse, S. *International Standard Setting of Higher Social Work Education*. Stockholm Studies of Social Work
- Payne, M. (2001). Social work education: International standards. In (Ed) Hesse, S. *International Standard Setting of Higher Social Work Education*. Stockholm Studies of Social Work
- Pozutto, R. (2001). Lessons in Continuation and Transformation: The United States and South Africa , *Social work/Maatskaplike werk*,37(2): 154-164
- Rossiter, A. (undated). *A Response to Anne Westhurs Reflections on the Sector Study*. Unpublished paper received on e-mail on 27/03/03: Tront: York University
- Williams, L.O. and Sewpaul, V. (2004). Modernism, postmodernism and global standards setting. To be published in *Journal of Social Work Education* in 2004

(岩崎 浩三訳)

注

- 1 この文書でソーシャルワークと言及されたものは、「ソーシャルワーク専門的職業」として読むべきであり、またソーシャルワーカーは「ソーシャルワーク専門家」として読むべきである。
- 2 ある同僚はこの定義に批判を加え、この定義は人々の置かれた状況を適切にカバーし切れていないという意見を表明した。香港理工大学の同僚は、西洋パラダイムの中で責任と総体性の強調が欠如していることについて、問題提起をした。彼は定義の中に次の(太字イタリックで書かれた)部分を付記することを提案している。「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革ならびに社会の安定を進め、人間関係における問題解決ならびに調和を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、また多様な民族集団における固有の伝統と文化を尊重して人びとがその環境と相互に影響し合う、そして個々人が大切な他者と仲良くしていける接点に介入する。人権と社会正義ならびに責任と総体としての調和の原理は、多様な国々におけるソーシャルワークの拠り所とする基盤である。
- 3 このような概念は明確な規定を欠く。「疎外された人々」「社会的に排除された人々」「住むところを追われた人々」「脆弱な人々」および/あるいは「危機の状況にある人々」は個々の国および/あるいは地域によってそのように規定されることができる。

Adopted at the general assemblies of IFSW and IFSW Adelaide, Australia in 2004

- 4 利害関係者には次のものが含まれる。;教育機関自体; 組織されていないけれども、インフォーマルでも実践家・管理者・大学教員を含む専門家;潜在的雇用者と実習で学ぶ機会の提供者としてのソーシャルワーク機関;ソーシャルワークサービスの利用者; 機関に資金提供し、および/あるいは基準とより広いコミュニティを設定する政府、である。
- 5 内省は最も基本的なレベルでは質問する能力を意味する。われわれは何をしているか。われわれは何故それをしているか。それはわれわれが努力している人々の最善の利益なのか。そのような内省は、実践している状況背景にかかわらず、たとえば自由民主主義、共産社会主義、専制政治または権威主義的社会 - 文化制度または民主社会主義が強調されているか否かにかかわらず、必要であり望ましい。
- 6 実習は多様な現場、法令による組織内の部署、あるいは地域社会と直接接触する現場に配属される。配属は地理的に決まることもあれば、特別の関心により決まることもある。学校によっては地域社会に独立した学生ユニットを設置し、実習調整機関として役割を果たしている。
- 7 「人種的」および「人種」の概念は、社会構造的および政治的な複合概念であり、その中では人々の中での生物学的差異がマイノリティーな地位にあると考えられているグループを抑圧、排除、疎外するために優勢なグループによって用いられることを反映して逆コンマ(「」)にしている。
- 8 Dominelli,L.(2004)Social Work:Theory and Practice for a Changing Profession.Polity Press, Cambridge より引用
- 9 Pawson,R. et.al (2003).Types and quality of knowledge in social care .Social Care Institute for Excellence.
<http://scie.org.uk/sciesproduct/knowledgereviews/KRO3summaryonlineversion071103.pdf>
- 10 「マイノリティーグループ」は数的表出の見地から定義されることがあり、そして/あるいは「マイノリティー」は社会経済的および/あるいは政治的状況の見地から定義されることがある。それは曖昧で、異論のある概念であり、特定の社会的背景の中で定義され明確化される必要がある。
- 11 文化的感受性は文化的コンピテント実践に役立つが、学校はグループ固定観念を強化する可能性を忘れてはならない。したがって、学校はソーシャルワーク学生が特定の人びとのグループについての知識をそのグループの中の個々の人に一般化する使い方をしてはならないことを保証するよう努めるべきである。学校はグループ内の差異と類似およびグループ間の差異と類似の両方に特に注目するべきである。
- 12 そのようなアプローチは、ある種の文化的信念、価値観、伝統が人びとの基本的人権を侵すところでは、建設的な対決と変化を促進する。文化は社会的に作られダイナミックであるので、脱構築と変化が必要となる。そのような建設的対決、脱構築、変化は、波長を合わせることで、文化的価値観、信念、伝統を理解すること、そしてより広い人権問題に対峙する文化的グループのメンバーと批判的で内省的な対話をすることで促進される。

13 多くの国では、任意団体の全国専門職協会がソーシャルワークの地位向上および倫理綱領の設定に大きな役割を果たしている。いくつかの国では、任意団体の専門職協会が規制機能を引き受けていて、例えば、専門職の違法行為の場合に処罰をしているが、他の国ではそのような機能は法定の団体が引き受けている。

14 回復的処罰は以下の反映である：罪は人びとと関係を損なうという考え；過ちを正す；被害者、加害者、地域社会の間で公正を求める；人びとは被害者であると見られる；参加、対話、相互の同意の強調；将来と責任の展開指向。これは、報復的処罰の反対であるが、報復的処罰は以下の反映である：罪は国家を侵害するものであるという考え、罪と罰を重視；国家と犯罪者間の公正；被害者としての国家；権威主義的、技術的、人間味のないアプローチ；過去と罪志向。

15 「最低基準」はあまりにも指示的に見えるので、2002年1月チリでの IASSW 理事会における提案は、我々が「ソーシャルワーク教育および養成のための国際資格基準」と呼ぶことにした。これは、本文書に取り入れられた主要なパラダイムを考えれば、よりアピールする代案である。さらに、基準の各構成部分は最低限度を表わしているかもしれないが、全体を見れば本書は教育と養成の非常に高度なレベルを反映している。最初の草案は、IFSW の 2002 年総会で議論され、モンペリエの会議で報告された特別提案に導かれた。協議が進むにつれて「ソーシャルワーク教育養成のための国際指針」を用いたほうが良いということになった。これは、「グローバル」と「グローバルゼーション」の概念を結びつけたためであり、後者のネガティブな響きと世界制覇的な言葉のためである。しかしながら、第4回目の文書案を「国際的指針」として作るに際して、さらにフィードバックを受けて、ある同僚は「グローバル基準」がより明確になるとした。興味深いことに、より先進国の西洋の学校が「国際的指針」を好むのに対して、発展途上国は「グローバル基準」を残すことを選んだ。このことはさらに検討し研究することを要することになる。発展途上国の同僚の意見では、「グローバル基準」はより実質的であり、自分たちの制度の中でより交渉力をつけることになり、学校とカリキュラムの発展に寄与するだろう。われわれが西洋の思考を押し付けてきたことに思いをいたせば、しかも基準が途上国の学校の発達のニーズを満たさなければならないことを考えると、従前の決定を覆し、「グローバル基準」という用語を採用することにした。国際的会議で西洋人が多く出席し発言権が大きいということで西洋の考えが優先するのは受容できない。さらに、実践者主体の団体である IFSW は「国際指針」の使用には拒否的であった。「グローバル」の概念が IASSW と IFSW の双方で何回も検討された。両団体は、「グローバル」は世界中のすべての国すべての地域を指す包括的概念であるのに対し、国際は2国間以上を指すということで合意した。基準が世界中のソーシャルワーク学校に適用されることを意図しているため「グローバル」という用語がより適切であるということになった。Payne(2001)によれば、基準は何かと区別できる、あるいは理想に向かって指示するものを言う。基準は「結集する原理」、「特定の目的のために要求される優秀さの程度」、「真似するモデルとして認識される」もの、「優位あるいは権威を有するものとして認識される」もの(Oxford 辞典)である。われわれが目指すところを考えれば、非指示的「基準」のほうが「指針」よりも適当であろう。「資格」は自明のことであり、意味の重複になるので、タイトルから削除した。

16 委員会委員長はミシガン州グランドラピッズのグランドバレー州立大学の教員、ミシガン州立大学、ミシガン州のホープ大学とカリピン大学の代表、ジャマイカのモナ校の西インド諸島大学のソーシャルワーク社会福祉養成

所代表、南アフリカのソーシャルワーク教育合同大学協議会との協議をしてきた。本文書は 2002 年 1 月チリのサンチャゴにおけるセミナーで同僚と討議した。2002 年 7 月にはフランス、モンペリエで開催された IASSW 会議の全体討議で、2003 年 1 月にはニュージーランドで教育者と実践家で、2003 年 2 月にはアトランタで開催された全米社会福祉教育協議会のセミナーで協議された。2003 年 7 月 8 月のバルバドスにおけるカリブ海ソーシャルワーク教育協会、2003 年 8 月(レナ・ドミニネリによる)エストニアにおける同僚と、2003 年 10 月に南アフリカの合同大学協議会会議で協議した。最初の草案は、IFSW の 2002 年総会で議論され、モンペリエの会議で報告された提案に導かれた。最初の草案から IASSW と IFSW のウェブサイトで見られるようにした。IASSW と IFSW に加えて、アジア太平洋地域、東欧、大英帝国、北米、カナダ、アフリカとラテンアメリカにおいてさまざまな会議で本文書を討議した。より広範囲の協議をするために第 4 回改定文書は IASSW のモンペリエ(2002)会議全参加者(e-mail にアドレス所有者)に送られた。同文書はフランス語、スペイン語、スウェーデン語、デンマーク語、イタリア語で、ウェブサイトで見ることができる。「Journal of Social Work Education」のジャーナルにも文書を掲載したのは、協議とインクルージョンを促進するためであった。文書は世界のさまざまな地域に送付され、反応を得るようにした。すべてのフィードバックが可能な限り本文書の再検討に反映されるようにした。本文書に対する全般的な反応は圧倒的に肯定的なものであり、あるコメントではグローバル基準は得られうる最善のものだとコメントした。受理した反応はメキシコ、チリ、モーリシャス、中国、フィリピン、ロシア、アルメニア、クロアチア、オーストラリア、アフリカ、英国など多様な背景を持つ地域からであり、基準は国内の企画を支援し強化するだろうし、地域に特有なソーシャルワーク教育と養成および実践の発展にマイナスの影響はないとのことであった。

17 Ramsay, R. (2003) transforming the working definition of social work into the 21st

Century. *Research on Social Work Practice* 13(3):pp324-338.

<http://fsw.ucalgary.ca/ramsay/papers/transform-working-definition.htm>

ソーシャルワーク専門職が包括的・普遍的な視野の志向性を獲得するのに必要な抜本的变化において、継続的で鋭敏な議論が、支持され、また歓迎される。その視野は、国際的な基準や中核的要素に従いつつ、多様な文脈でソーシャルワーク教育と実践の地域の解釈を柔軟に適用していくことが望まれる。

18 これらの概念は、伝統的な生体臨床医学モデルを反映していて、問題がある。そのモデルは、サービス利用者をソーシャルワーク・サービスの受動的受給者、ソーシャルワーカーを最もよく知っている「専門家」という考えを支持していて、ワーカー クライアント関係の上下関係を示唆しており、いわゆる中立性を特徴とする。それは全体論的生物心理社会学保健モデルとは対照的である。このモデルは、人びとを变化過程や機構における進行中の主体と見なし、実践者の側には、離れた中立ではなく、積極的な関与を求めるエンパワメント基盤の実践である。「ソーシャルサービスにおける参加者」の使用が提案されてきた。しかしこれはイデオロギー的な立場をほのめかして、現在の実践の現実と矛盾してしまう。それは、ゆがんだ力関係であり、そこでサービス利用者はソーシャルワークのプロセス、提供、機構、構造で対等の参加者として統合されていない。現在の実践の精神として、「サービス利用者」「クライアント」「消費者」の概念を保持することはおそらく、限界がありながらも、より倫理的で現実的である。対案として、「ソーシャルサービスにアクセスする人びと」の利用がある。しかしこれは一貫して使うには、あまりにも面倒で扱いにくい。

19 便宜上、学習状況が学部、センターあるいは学科である場合でも、本文書は「学校」あるいは「学校(複数)」と

いうことにする。

20 2分法と「低開発」「開発途上」「先進」という言葉の使用からくる現在の線状の含意の限界からすれば、「3分の2世界」の概念の使用の方が好まれる。この概念は、数的に、世界人口の対多数が貧困と権利剥奪の中で生活していることを反映しているが、それは優劣に関するいかなる評価規準を示唆するものではない。

21 そのような質の管理は国際レベルではなく、地域、国、地方レベルで設定されることが予見される。

22 たとえば、Pozutto(2001)を参照。南アフリカのソーシャルワークが世界の他の国々に対して持っている可能な教訓を比較して「ほとんど、アメリカのソーシャルワーカーは決まった、大部分は変更できない実在として社会秩序を描く...アメリカのソーシャルワーク専門職の多くはアメリカの社会秩序を正当化した「知識」を受け入れている。専門職性へ駆り立てるものは...その方向への踏み出したことであり...現在のソーシャルワークの多くの機能は対象者を「ノーマライズ」することにあり...(ソーシャル)ワークは現行の社会秩序を正当化する一翼を担う社会管理の一形態である」(Pozutto, 2001, pp. 157-158).

23 このことに関する議論と諸論文をめぐる議論;代表;普遍性と特殊性;知識、権力、論証的形成に関しては、Social Work Education,2004,vol23,No5:555-565 に掲載される Williams and Sewpaul 著 Modernism, Postmodernism and Global Standards Setting を参照。

